

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり開始する。

令和7年10月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : 位置境界明確化調査業務
- (2) 履行場所 : 南城市佐敷字津波古（D3ブロック）
- (3) 業務内容 : 別添 仕様書による
- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日から100日間

本業務は、入札手続き（競争入札参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を紙ベースで行う。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が2人以上在籍する土地家屋調査士法人であること
 - イ 公益社団法人 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
 - ウ 令和7年度から令和8年度の入札参加資格登録業者名簿（土木建築部）の測量関係（県内）に登録されている業者で、地籍調査または位置境界明確化調査の委託実績があること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 入札手続等

入札説明書等の交付方法等

- 交付期間 : 令和7年10月9日（木曜日）から
- 交付方法 : 沖縄県ホームページからダウンロードにより入手すること。
- 提出方法 : 11の入札及び契約担当部署に直接持参すること。

4 入札参加資格の確認申請

2の入札参加資格に掲げる事項について、参加資格の有無の確認を行うので、本件入札への参加希望者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」に、必要な書類を添付し、下記の定めるところにより提出すること。

- (1) 提出日時 : 令和7年10月9日（木曜日）から令和7年10月23日（木曜日）まで
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
- (2) 提出場所 : 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課 審査・地籍班（沖縄県庁舎7階）
- (3) 提出方法 : 提出場所に持参すること（FAXによるものは受け付けない）

(4) その他

- ア 資料等の作成に要する費用は、申請者が負担すること。
- イ 提出された書類を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認結果については、各申請者に「競争入札参加資格確認通知書」により通知する。

なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

- (2) 入札参加資格がないと判断された者は、書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。

なお、書面の様式は自由。

- ア 受付期間：令和7年10月30日（木曜日）から令和7年11月7日（金曜日）まで
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
- イ 受付場所：沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課 審査・地籍班（沖縄県庁舎7階）

6 入札の日時、場所

入札日時：令和7年11月13日（木曜日） 15時00分

入札場所：沖縄県庁舎11階第2入札室

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）第100条の規定により、見積る金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

(2) 契約保証金

本件に係る契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

8 入札、開札及び落札

- (1) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札の際は、封筒に入札書と業務内訳表（別添 積算資料）を同封すること。
- (2) 入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- (3) 入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- (4) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (5) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (6) 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ封筒に入れて提出する。

9 入札の無効と落札決定の取り消し

以下に掲げる事項に該当する入札は無効とする。また、落札者決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 日付を欠く入札、または入札の年月日と合わない入札
- (4) 記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認印可）
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合と認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- (9) 予定価格が事前に公表された場合に、当該予定価格を超えた金額でした入札
- (10) その他入札の条件に違反した入札
- (11) 虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札
- (12) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、本県から指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- (13) その他沖縄県財務規則第126条各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者のした入札

10 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、沖縄県財務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 見積りの際の積算参考資料は、『公益社団法人全国国土調査士会発行地籍調査事業費積算基準書2025年4月1日版』を原則とし、その他参考資料として『一般財団法人経済調査会発行設計業務等標準積算基準書令和7年度版』を用いるものとする。

11 入札及び契約担当部署

所在地：〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

担当部署：沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課 審査・地籍班（沖縄県庁舎7階）

電話番号：098-866-2040